

保存版

茨木市立東雲幼稚園

地震の発生及び気象の警報が発表された場合の緊急措置について

下記の場合は、次のような対応をお願いします。なお、このプリントは各ご家庭で保存しておいてください。

地震発生時の措置

1	大地震(震度5弱以上)が発生の場合	
	始業前	臨時休園
	保育中	保育中止 (状況に応じて幼稚園待機または帰宅措置の連絡をします。) 翌日 臨時休園
	降園後	翌日 臨時休園
2	震度4以下の地震が発生の場合	
	幼稚園施設の被害状況・通園路の安全状況により、臨時休園の措置をとるかどうか判断しますので、 <u>臨時休園の連絡がない限り登園してください。</u>	

※ 大地震発生時の臨時休園の期間は、被害状況によりますので幼稚園より連絡します。

警報発表時の措置

茨木市(大阪府・北大阪)に「暴風警報」、または「特別警報」が発表された場合のみ、下記の措置をとります。

なお、従来の「大雨」「大雨・洪水」の警報が発表された場合は通常どおり登園してください。

1	午前7時の時点で「警報発表」の場合	自宅待機
2	午前9時までに警報解除の場合	登園(平常保育)
3	午前9時に警報が解除されていない場合	臨時休園

※ 保育中に「暴風警報」「特別警報」が発表された場合は、原則としてその時点で保育を中止します。
幼稚園の指示に従って速やかにお迎えに来てください。

★上記以外の場合も気象情報や幼稚園の施設等の状況により、休園及び急なお迎え等をお願いする場合があります。(そのような場合は、緊急メール配信等で園から連絡をいたします)

★やむを得ない事情で連絡が混乱し、ご迷惑をおかけすることがあるかもしれません、ご理解いただきますようお願いいたします。